

所持免許状（中学校・高等学校）

を基礎にして、修得単位で

同校種・他教科の免許状

を取得する場合

## 第2章 所持免許状（中学校・高等学校）を基礎にして、修得単位で同校種・他教科の免許状を取得する場合

### 1 概要

所持免許状（中学校・高等学校）を基礎にして、所定の単位を修得して同校種・他教科の免許状を取得します（法第6条、法別表第4を根拠に、教育職員検定による取得）。

教育職員検定の場合、免許状取得の必要単位の詳細は、都道府県によって異なります。この御案内は、神奈川県教育委員会における内容です。

なお、神奈川県教育委員会に免許取得の申請ができるのは、神奈川県内にお住まいの方又は神奈川県内の学校に教員として勤務する方となります。

（注）この資料では法令を略称で表示します。

略称	法令名	備考
法	教育職員免許法	
規則	教育職員免許法施行規則	文部省令

### 2 単位の修得

#### (1) 単位の修得時期

単位の修得時期は問いません。

（基礎となる免許状の取得以前に修得した単位も使えます。）

#### (2) 単位が修得できる大学等

法第6条、法別表第4により免許状を取得する場合の必要単位は、認定課程を有する大学等のほか、認定課程を有しない大学、認定講習等で修得できます。ただし、「教科に関する専門的事項」は一般的包括的内容を含みながらそれぞれ1単位以上修得する必要があること、また、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」は包括的内容等（学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容）を含む必要があることから、これらの要件を満たす「認定課程を有する大学等」又は「認定講習等」で単位修得をしてください。

修得単位は、「学力に関する証明書」の発行により証明されることが必要です。

取得しようとする免許状		単位が修得できる大学等	
		認定課程を有する大学等	認定課程を有する大学等以外
専修免許状	必要単位から一種免許状にかかる単位を差し引いた単位（24単位）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大学院の課程</li> <li>✓ 大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 認定課程を有していない大学等</li> <li>✓ 文部科学大臣の認定する講習</li> <li>✓ 大学の公開講座又は通信教育において修得した単位</li> <li>✓ 文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位</li> <li>※ <u>取得しようとする免許状に対応した単位として修得したものが有効です。</u></li> </ul>
	必要単位のうち一種免許状にかかる単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大学の課程</li> <li>✓ 短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程（高等学校教諭免許状を取得する場合を除く。）</li> </ul>	
一種免許状			
二種免許状		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大学又は短期大学の課程</li> </ul>	

Q 1 「教科に関する専門的事項」を、一般的包括的内容を含みながらそれぞれ1単位以上修得するには、具体的にはどのようにすればよいですか？

A 1 一般的包括的内容とは、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指します。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学（地誌を含む。）」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌学について、それぞれ偏りなく学修することが必要とされています。

「認定課程を有する大学等」又は「認定講習等の開設者」（以下「大学等」という。）は、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りがなくどうかを確認し、文部科学省の認定を受けて、一般的包括的内容を含む科目（講座）、一般的包括的内容を含まない科目（講座）を区別して科目（講座）を開設しています。

大学等で開設されている科目（講座）のうち、一般的包括的内容を含んで修得（履修）するには、「必修科目として表示しているものを漏れなく修得すればよい」としている大学等が多いようですが、大学等で開設されている科目（講座）の具体的な修得（履修）方法は大学等に確認してください（神奈川県教育委員会ではお答えできません）。

＜例＞ 中学校（社会）の免許状を取得する場合

免許教科	教科に関する専門的事項
社会	日本史・外国史/地理学（地誌を含む。） / 「法律学、政治学」 / 「社会学、経済学」 / 「哲学、倫理学、宗教学」

- ✓ 日本史・外国史 ⇒ 一般的包括的内容を含みながら1単位以上修得
- ✓ 地理学（地誌を含む。） ⇒ 一般的包括的内容を含みながら1単位以上修得
- ✓ 「法律学、政治学」 ⇒ 一般的包括的内容を含みながら1単位以上修得
- ✓ 「社会学、経済学」 ⇒ 一般的包括的内容を含みながら1単位以上修得
- ✓ 「哲学、倫理学、宗教学」 ⇒ 一般的包括的内容を含みながら1単位以上修得

（注）「 」内に表示された教科に関する専門的事項は、職業の「農業、工業、商業、水産」を除き、いずれか1以上にわたって修得します。

（例）「法律学、政治学」の場合は、法律学か政治学の1つ以上について、一般的包括的内容を含みながら1単位以上修得します。

Q 2 放送大学で開設されている「教科に関する専門的事項」は一般的包括的内容を含みますか？

A 2 放送大学で開設されている「教科に関する専門的事項」は、一般的包括的内容を含んだものにはなりません（放送大学は「認定課程を有する大学等」ではないため）。

Q 3 「各教科の指導法」を、包括的内容等を含みながら修得するには、具体的にはどのようにすればよいですか？

A 3 大学等で開設されている「各教科の指導法」の科目（講座）の「必修科目として表示しているものを漏れなく修得すればよい」としている大学等が多いようですが、詳細は大学等に確認してください（神奈川県教育委員会ではお答えできません）。

（参考）大学が発行する学力に関する証明書での確認方法

- ✓ 「教科に関する専門的事項」の各科目（Q&A 1の＜例＞の「日本史・外国史」等）を、一般的包括的内容を含んで修得した場合、各科目の確認欄に「○（マル）」がつくか、備考欄に「一般的包括的内容を含まない」の記載がないこととなります。
- ✓ 「各教科の指導法」を、包括的内容等を含んで修得した場合も同様です。

### 3 所要資格【根拠規定：法別表第4、規則第15条】

<表2-1>

有することを必要とする免許状			中学校			高等学校	
			専修、一種 又は二種	専修又は 一種	専修	専修又は 一種	専修
取得しようとする免許状			中学校			高等学校	
			二種	一種	専修	一種	専修
最低 修得 単 位 数	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に関する専 門的事項(7)	10	20	20	20	20
		各教科の指導法 (情報通信技術 の活用を含む。) (イ)	3	8	8	4	4
(ウ)	大学が独自に設定する科目 (大学院等)				24		24
総単位数			13	28	52	24	48

(7) 中学校教諭免許状を取得しようとする場合は<表2-3>、高等学校教諭免許状を取得しようとする場合は<表2-4>を参照の上、取得しようとする「免許教科」の種類に応じ、それぞれ定める「教科に関する専門的事項」について、一般的包括的な内容(※)を含んで、それぞれ1単位以上修得します。

※ 原則として1つの学科等で満たしてください(ただし、中学校(社会)の日本史・外国史を除く。)

(イ) 取得しようとする免許教科ごとに、包括的内容等を含んで修得してください。

(ウ) 専修免許状(又は一種免許状)を取得しようとする者がその教科の一種免許状(又は二種免許状)を所持している場合は、一種免許状(又は二種免許状)の単位数を差し引いて修得します。(法別表第4備考第4号)

(例1) 中学校教諭一種(社会)を基礎に中学校教諭一種(国語)を取得しようとする場合、中学校教諭二種(国語)を所持していれば、「教科に関する専門的事項」10単位と「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」5単位を修得すればよい。

(例2) 高等学校教諭専修(公民)を基礎に高等学校教諭専修(国語)を取得しようとする場合、高等学校教諭一種種(国語)を所持していれば、「大学が独自に設定する科目(大学院等)」24単位を修得すればよい。

(エ) 平成10年6月30日以前に取得した免許状を基礎とする場合、平成12年3月31日までに改正前の法別表第4の所要資格(修得単位)を得た者は、改正後の法別表第4の所要資格を得たものとみなします。(平成10年改正法附則第7項)

(オ) 法第16条の4第1項の免許状(教員資格認定試験の合格により授与された高等学校教諭一種免許状)を有する者が、<表2-2>の「取得しようとする免許状の教科」の高等学校教諭一種免許状を取得しようとする場合は、<表2-1>の高等学校教諭一種免許状の最低修得単位数から「教科に関する専門的事項」を4単位、「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」を1単位差し引いて修得します。この場合の「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法は、<表2-2>に記載の科目の単位を修得したものとみなして、上記(7)のとおり修得します。(規則第15条第2項)

＜表 2-2＞ 「教科に関する専門的事項」で修得したものとみなすもの

資格認定試験合格で授与された免許状	柔道、剣道		情報技術、建築、インテリア、デザイン		情報処理、計算実務	
取得しようとする免許状の教科	保健体育		工業		商業	
「教科に関する専門的事項」で修得したものとみなすもの	体育実技	2 単位	工業の関係科目	4 単位	商業の関係科目	4 単位
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	2 単位				

＜表 2-3＞ 中学校の教科に関する専門的事項

免許教科	教科に関する専門的事項
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)/国文学(国文学史を含む。)/漢文学/書道(書写を中心とする。)
社会	日本史・外国史/地理学(地誌を含む。)/「法律学、政治学」/「社会学、経済学」/「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学/幾何学/解析学/「確率論、統計学」/コンピュータ
理科	物理学/化学/生物学/地学/物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
音楽	ソルフェージュ/声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)/器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)/指揮法/音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)/音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美術	絵画(映像メディア表現を含む。)/彫刻/デザイン(映像メディア表現を含む。)/工芸/美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
保健体育	体育実技/「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)/生理学(運動生理学を含む。)/衛生学・公衆衛生学/学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
保健	生理学・栄養学/衛生学・公衆衛生学/学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
技術	材料加工(実習を含む。)/機械・電気(実習を含む。)/生物育成/情報とコンピュータ
家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)/被服学(被服実習を含む。)/食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)/住居学/保育学
職業	産業概説/職業指導/「農業、工業、商業、水産」/「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」(※「農業、工業、商業、水産」は2以上にわたって各2単位以上を修得します。「水産」は「商船」をもって替えることができます。)
職業指導	職業指導/職業指導の技術/職業指導の運営管理
英語	英語学/英語文学/英語コミュニケーション/異文化理解(※英語以外の外国語については、それぞれ英語の例により修得します。)
宗教	宗教学/宗教史/「教理学、哲学」

(注) 「 」内に表示された教科に関する専門的事項は、職業の「農業、工業、商業、水産」を除き、いずれか1以上にわたって修得します。

<表 2-4> 高等学校の教科に関する専門的事項

免許教科	教科に関する専門的事項
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） / 国文学（国文学史を含む。） / 漢文学
地理歴史	日本史/外国史/人文地理学・自然地理学/地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 / 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 / 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学/幾何学/解析学/「確率論、統計学」/コンピュータ
理科	物理学/化学/生物学/地学/「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
音楽	ソルフェージュ/声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） / 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） / 指揮法 / 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） / 彫刻/デザイン（映像メディア表現を含む。） / 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法・製図/デザイン/工芸制作（プロダクト制作を含む。） / 工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。） / 書道史/「書論、鑑賞」 / 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技/「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） / 生理学（運動生理学を含む。） / 衛生学・公衆衛生学 / 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 / 衛生学・公衆衛生学 / 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 / 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） / 看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） / 被服学（被服実習を含む。） / 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） / 住居学/保育学
情報	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理/コンピュータ・情報処理 / 情報システム/情報通信ネットワーク/マルチメディア表現・マルチメディア技術
農業	農業の関係科目/職業指導
工業	工業の関係科目/職業指導
商業	商業の関係科目/職業指導
水産	水産の関係科目/職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） / 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉/社会福祉援助技術/介護理論・介護技術/社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） / 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 / 加齢に関する理解・障害に関する理解
商船	商船の関係科目/職業指導
職業指導	職業指導/職業指導の技術/職業指導の運営管理
英語	英語学/英語文学/英語コミュニケーション/異文化理解 （※英語以外の外国語については、それぞれ英語の例により修得します。）
宗教	宗教学/宗教史/「教理学、哲学」

(注) 「 」内に表示された教科に関する専門的事項は、いずれか1以上にわたって修得します。